

# **国土審議会第七回首都圏整備分科会議事録**

**(平成15年7月31日開催)**

**国土交通省国土計画局**

## 国土審議会第七回首都圏整備分科会 議事次第

日時：平成 15 年 7 月 31 日（木） 10:00～12:00

場所：東条インペリアルパレス（東條会館）

4 階 吹上の間

### 1. 開 会

### 2. 国土交通副大臣挨拶

### 3. 議事

(1) 平成 15 年度首都圏事業計画（案）について

(2) 国土計画体系の見直しについて

(3) その他

平成 14 年度首都圏整備に関する年次報告について

大都市圏における都市環境インフラの再生について

### 4. 閉 会

#### （配付資料）

資料 1 国土審議会首都圏整備分科会委員名簿

資料 2 座席表

資料 3 - 1 平成 15 年度首都圏事業計画について（付議）（写）

3 - 2 平成 15 年度首都圏事業計画（案）

3 - 3 平成 15 年度首都圏事業計画（案）説明資料

3 - 4 平成 15 年度首都圏事業計画（案）参考図  
（圏域図）（東京及び環状拠点都市群等拡大図）

資料 4 - 1 国土審議会基本政策部会報告

「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」（ポイント）

4 - 2 国土計画体系見直しの考え方

4 - 3 新旧国土計画体系のポイント（案）

4 - 4 国土計画体系の見直しにおける広域ブロック計画制度の改革

4 - 5 今後の調査審議の進め方について

資料 5 - 1 平成 14 年度首都圏整備に関する年次報告

5 - 2 平成 14 年度首都圏整備に関する年次報告概略

5 - 3 平成 14 年度首都圏整備に関する年次報告要旨

資料 6 - 1 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（中間報告）

6 - 2 首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン（中間報告）について

6 - 3 首都圏近郊緑地保全制度について

参考資料 1 国土交通省設置法（抜粋）

参考資料 2 国土審議会令（抜粋）

参考資料 3 国土審議会運営規則

参考資料 4 国土審議会基本政策部会報告

「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」

## 出席者

### 国土審議会首都圏整備分科会委員

#### 1 国会議員

石川 要三	衆議院議員
葉梨 信行	同
今泉 昭	参議院議員
佐藤 泰三	同

#### 2 学識経験を有する者

安藝 哲郎	東急不動産(株)取締役会長
秋草 直之	富士通(株)取締役会長
加藤 裕治	日本労働組合総連合会副会長
黒川 洸	(財)計量計画研究所理事長
齊藤 宏	(株)みずほコーポレート銀行取締役頭取
(代理 伊藤 祐弘	(株)みずほコーポレート銀行)
杉岡 浩	(財)道路サービス機構理事長
マリ・クリスティーナ	異文化コミュニケーター
宮本 春樹	空港施設(株)代表取締役社長
横島 庄治	市立高崎経済大学地域政策学部教授

#### 3 関係地方公共団体の長

堂本 暁子	首都圏整備促進協議会会長(千葉県知事)
(代理 田辺 英夫	千葉県総合企画部長)

## 国土交通省

中馬 弘毅	国土交通大臣副大臣
薦田 隆成	国土計画局長
松浦 隆康	大臣官房審議官
田中 信介	大臣官房審議官
岡田 順一郎	国土計画局総務課長
野間 清二	国土計画局大都市圏計画課長
安部 雅俊	国土計画局首都機能移転企画課企画官
日野 晋	都市・地域整備局大都市圏整備課長
川上 征雄	国土計画局計画官
岩本 晃一	大都市圏計画課企画官
本東 信	関東地方整備局建政部長
木村 昌司	関東地方整備局企画部長

## 開 会

野間大都市圏計画課長 お待たせいたしました。まだ遅れて見える委員の方もいらっしゃいますけれども、予定のお時間となりましたので、ただいまから国土審議会第七回首都圏整備分科会を開催させていただきます。

私、本日の事務局といたしまして進行を担当いたします、国土交通省国土計画局大都市圏計画課課長をしております野間でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、国土審議会の首都圏整備分科会の委員及び特別委員総数 19 名のうち、定足数であります半数以上の御出席をいただいております。委員の皆様方におかれましては、御多忙のところを御出席、誠にありがとうございます。

### 配付資料確認

野間大都市圏計画課長 まず最初に、配付しております資料でございますけれども、お手元の資料の一番上に、国土審議会第七回首都圏整備分科会議事次第と書かれた紙があるかと思えます。そこに配付資料の一覧がございます。時間の関係で、ここで一々すべて確認することはいたしませんけれども、議事の進行中に万一資料の不足等がございましたら、途中でも結構でございますので、随時事務局までお申し付けいただくようお願いしたいと思います。

### 新委員紹介

野間大都市圏計画課長 それでは議事に先立ちまして、前回の分科会以降、新たに就任されました委員の方々につきまして御紹介を申し上げます。

お手元に委員名簿をお配りしております。ご覧いただければと思えます。

まず今回は、国会議員であります委員が 2 名、それから学識経験者、地方公共団体の長であります委員がそれぞれ 1 名、合わせて 4 名の委員の方々新たに就任されております。御紹介させていただきます。

まず、衆議院議員でいらっしゃいます、葉梨信行委員でございます。

次に、参議院議員でいらっしゃいます、今泉昭委員でございます。

また、富士通株式会社取締役会長でいらっしゃいます、秋草直之委員でございます。

最後に、首都圏整備促進協議会会長また千葉県知事でいらっしゃいます堂本暁子委員でございますが、本日は代理として田辺英夫総合企画部長さんがお見えでございます。

そのほかの委員の方々につきましては、引き続き委員をお願いいたしております。

それでは杉岡分科会長、開会をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

杉岡分科会長 杉岡でございます。

ただいまから、国土審議会第七回首都圏整備分科会を開催いたします。

#### 国土交通副大臣あいさつ

杉岡分科会長 本日は公務御多忙の中を、中馬国土交通副大臣に御出席をいただいております。最初に、副大臣からご挨拶をお願い申し上げます。

中馬国土交通副大臣 おはようございます。国土交通副大臣の中馬弘毅でございます。国土審議会第七回首都圏整備分科会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は委員の皆様方には御多忙の中御出席いただきまして、誠にありがとうございました。また、日ごろより国土交通行政の推進につきましては、格段の御指導、御鞭撻を賜っておりまして、厚くお礼を申し上げます。

現在、政府全体で構造改革を推進しているところであります。国土交通省としましても、2年半を経過した4省庁統合の実を上げるべく、制度・政策の抜本的な改革を推進しているところであります。

さて、我が国社会は、今日厳しい内外経済環境のもとにあることは申し上げるまでもございませんが、長期的に見ても、今後人口減少や地球環境問題等、社会経済状況の大きな転換が見通されておりまして、こうした中、先行きの不透明な社会への国民の不安を解消し、明るい国土の展望を開くことが求められております。

このような観点から、国土計画につきましても、21世紀の我が国国土の道筋を示していくにふさわしい国土計画体系への転換を図るべく、思い切った改革を行うことにいたしております。

翻って首都圏でございますが、これまで我が国の中枢として目覚ましい発展を遂げてまいりました。国際的に見ても魅力的である市場、情報や人材等が集積しております。先に取りまとめられました、いわゆる「骨太の方針第三弾」におきましても、「元気な日本経済」は、個性と魅力ある「元気な地方」に支えられて実現するものとされておりますが、今後とも首都圏が我が国の中枢として、「元気な日本」を復活させるための大きな牽引力としての役割を担っていくものと確信をいたしております。

こうしたことを踏まえまして、本日はこの後、国土交通大臣から諮問させていただいております、首都圏の平成15年度事業計画を御審議いただくとともに、国土計画体系の見直しの検討状況等を、御報告させていただくことといたしております。

国土交通省といたしましては、首都圏の発展に今後とも力を尽くす所存でございます。皆様方におかれましても、一層の御支援を賜りますようお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

中馬副大臣におかれましては、これから他の公務がおありになりますのでここで退席されます。どうもありがとうございました。

## 分科会の運営

杉岡分科会長 それでは次に、本分科会の運営につきまして、皆さん方に御確認をいただきたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

野間大都市圏計画課長 それでは分科会の運営についてということでございますが、具体的には議事録等の公開についてでございます。一応お手元にも参考資料3という形で配ってございますけれども、国土審議会の運営規則第5条第1項の規定によりまして、原則としまして分科会の会議又は議事録は、速やかに公開するという事になってございます。

したがって本分科会におきましても、議事要旨は即日公開し、具体的な議事録につきましても委員の皆様にご確認いただいた上で作成いたしまして、速やかに公開したいと存じますので、よろしくごお願い申し上げます。

以上でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございました。

## 議 事

### (1) 平成15年度首都圏事業計画(案)について

杉岡分科会長 それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

最初の議題でございますが、お手元に配付資料で資料3-1がございますが、この資料3-1に「平成15年度首都圏事業計画(案)」につきまして、国土交通大臣から国土審議会に意見を求められております。そして国土審議会から、国土審議会運営規則第7条第1項の規定によって、審議を当分科会に付託されております。

ただいまから、「平成15年度首都圏事業計画(案)」につきまして、審議に入りたいと思います。

それでは議案につきまして、事務局から御説明をお願いします。

薦田国土計画局長 国土交通省国土計画局長の薦田でございます。「平成15年度首都圏事業計画(案)」について、御説明いたします。お手元の資料3-2が事業計画(案)でございます。本日は前のスクリーンを用いて御説明いたします。御説明いたしますスクリーンと同じ内容が、資料3-3としてお手元でございます。

それから、封筒に入っている資料3-4というのは、各プロジェクトを一つの図面で示

した参考図ですので、適宜御参照いただければと存じます。

失礼ですが、座ってご説明させていただきます。

首都圏整備の計画は、3種類の計画からなっております。まず、首都圏の将来像について最も基本的な事項を定めた基本計画でありまして、現行計画は平成11年3月に策定されております。

次に、インフラなどの根幹となるべき事項を定める整備計画がありまして、現行計画は平成13年10月に策定されております。

そして、今回お諮りいたします事業計画は、基本計画、整備計画の実施のために必要な毎年度の事業についての計画でございます。

平成11年に策定されました第5次首都圏基本計画では、首都圏整備の現状と課題を整理した上で、首都圏における目標とする社会や生活の姿といたしまして5つ、1として、我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備。2、個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現。3、環境と共生する首都圏の実現。4、安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成。5、将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造の5つを掲げておりまして、そのための地域構造として、「分散型ネットワーク構造の形成」を目指すこととしております。

「分散型ネットワーク構造」と申しますのは、今までの東京中心部への一極依存を緩和し、拠点的な都市を中心に自立性の高い地域を形成して、機能分担と相互の連携・交流を可能とするような地域構造のことでございます。

順次、平成15年度の事業計画（案）の内容について御説明いたします。基本計画で立てられました目標とする社会や生活の姿の5本の柱に沿って、簡単に御説明をいたします。

まず第一に、「我が国の活力創出に資する自由な活動の場の整備」でございます。このグラフは、主要国の実質経済成長率の推移でございます。近年、アメリカは着実に年5%前後の成長を続けておりますし、また中国、韓国、シンガポールなどのアジア主要国でも、6%あるいはそれ以上の高成長となっておりますが、一方で我が国の成長率は1%位いと低いものとなっております。

この絵は、東アジアの主要な港湾におけるコンテナ取扱量を、1980年と2001年とで比較したものでございます。コンテナ取扱量を の大きさであらわしておりまして、白い が1980年、紫色の が2001年でございます。韓国の釜山、あるいはシンガポールなどの他の港湾での取扱量が目覚ましく増加しております。それに比べて、我が国の伸びは低いということでございます。

次に、このグラフは我が国製造企業の海外生産比率の推移でございます。我が国製造企業の海外移転は、一貫して進行しております。

次のグラフは、資本金が10億円以上の法人の本社所在地について、首都圏、中部圏、近畿圏、その他という地域別にあらわしたものでございます。58.1%と約6割が首都圏に

集まっております。

以上のとおり、経済の長期低迷、国際競争力の低下や企業の海外移転などが続く中で、首都圏が経済の中心として引き続き我が国の発展に寄与していくためには、「環境、文化、交通、情報等、地域が多様な魅力を持ち、さまざまな活動が行われやすい場の形成」を進めることが必要でございます。

以下、この関係の今年度の主要事業を御説明いたします。

高度技術産業の一層の集積促進と産学官及び企業間の連携の円滑化のため、宇都宮市の近郊に、栃木県産業技術センターなどの研究開発機能を併設した工業用地、宇都宮テクノポリスセンターを整備いたします。

国の機関の移転が進められております立川基地跡地関連地区におきまして、公共施設の整備改善等により、多摩地域における業務核都市の形成を図るため、土地区画整理事業を推進いたします。なお、平成 15 年 4 月には、総務省の自治大学校が開校したところでございます。

筑波研究学園都市では、科学技術創造立国に向けた世界的な科学技術中枢拠点都市とするための試験研究施設などの整備を推進いたします。

また、つくばエクスプレスにつきましては、平成 17 年秋の開通を目指して整備を推進しております。あわせて、沿線地域の整備も進めてまいります。

都市再生緊急整備地域に指定された汐留地区におきまして、業務、商業、居住等の施設建設の誘導によりまして、多機能都市空間の形成を図るため、土地区画整理事業を推進いたします。

次に第 2 の、「個人主体の多様な活動の展開を可能とする社会の実現」につきまして、まず個人の活動の高まりや、女性や高齢者の問題などの状況を見てみます。

首都圏における N P O 法人の数は年々増加しておりまして、平成 14 年度末では 4,000 法人を超えております。赤い棒です。全国の約 4 割が首都圏にあります。

首都圏における人口の高齢化の率は全国値を下回っておりますが、年々上昇しております。右端の平成 32 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上と推計され、高齢化の進行の速度は全国を上回るものと予測されます。

次に、女性の年齢別労働力率を諸外国と比べてみますと、絵にありますように、アメリカ、スウェーデンでは逆 U 字カーブを示しておりますのに対し、我が国や韓国では M 字カーブとなっております。特に子育て期に、仕事との両立が困難であって、一時的に離職しなければならないケースが多いということが、要因と考えられます。

以下、個人や N P O の活動との連携や、女性及び高齢者の活動を支援するための、今年度の主要な事業を御説明いたします。

高齢者にとって暮らしやすいまちとするために、民間や公共施設におけるバリアフリー化を推進いたします。写真は、地区全体としてバリアフリーに取り組んでおります、さい

たま新都心の事例でございます。

次に、都市再生緊急整備地域に指定されました南青山一丁目地区におきまして、保育園や高齢者向けグループホームを含めた生活拠点を整備するために、都市再生特別措置法に基づく民間都市再生事業計画第1号の認定を受けた、公営住宅の建替え事業を推進いたします。

続きまして第3の、「環境と共生する首都圏の実現」でございます。この絵は、首都圏における緑地の減少を示したものでございます。若干見にくいですが、赤い部分が昭和51年から平成9年までの約20年間に減少した緑地等でございます。18万ha、率にして6%程度の緑地が減少しております。都市部を中心に、広い地域で緑地が失われているということでございます。

次のグラフは、東京大手町におきまして、熱帯夜が発生した日数の推移を示したものでございますが、年を追うごとにほぼ一貫して増加しております。この絵は、東京23区内における平成14年、昨年7月から8月の真夏の約1カ月間の熱帯夜の発生頻度の分布でございます。赤色に近いほど発生頻度が高いことを示しておりまして、渋谷区、目黒区、品川区、台東区、墨田区というようなエリアで多発しております。

次のグラフは、首都圏における一般廃棄物の総排出量及びリサイクル率の推移を示したものでございます。一般廃棄物の総排出量は、平成に入りまして減少傾向ないし横ばいで推移してきておりますが、ここ数年わずかな増加に転じています。一方、リサイクル率は平成元年以降着実に上昇しておりますが、まだ17%弱ということでございます。

以上、首都圏における環境問題が悪化傾向にある中で、環境負荷の低減、自然環境の回復、個人の健康と快適性の向上を重視する必要があります。

持続可能な社会の実現、それにふわしい生活様式の創造のための今年度の主要事項につきまして、以下御説明をいたします。

熊谷スポーツ文化公園は、平成16年に開催される「彩の国まごころ国体」のメイン会場として予定されておりまして、文化、スポーツ、レクリエーションの拠点として整備を推進いたします。

次に、かつて蛇行して流れておりました荒川の旧流路周辺の生態環境を保全・維持し、失われつつある湿性環境の復元等を図るために、自然再生推進法に基づきまして、地域住民や市民団体との連携を進めながら、荒川上流河川環境整備事業を推進いたします。

次に、日本橋川におきまして、賑わいと活気ある河川空間の再生を図るために、都市再生プロジェクトに位置づけられた日本橋川河川環境整備事業を推進いたします。

次に、渋谷川・古川におきまして浸水被害の防止や、川や海といった公共用水域の水質改善を図るため、都市再生プロジェクトに位置づけられた渋谷川・古川広域基幹河川改修事業を推進いたします。

続きまして第4の、「安全、快適で質の高い生活環境を備えた地域の形成」ござい

す。この図は、東京 23 区内における老朽した木造住宅密集地域を赤で示したものでございます。密集市街地が環状の幹線道路である環状 7 号線の内縁部に分布しているのが目立ちます。これらの地域は、都市構造上脆弱でありまして、震災等の発生時に、火災等により大規模な災害となることが予想されますので、早急な改善を要する地域でございます。都市再生プロジェクトにおきまして、「密集市街地の緊急整備」が重要なものとして位置づけられております。

この図は、首都圏における世帯数の実績と予測を示したものでございます。首都圏における世帯数の増加は、将来は伸びが鈍化するものと予測されております。

このグラフは、1 人当たりの都市公園面積の推移を示したものです。首都圏におきましても着実に増加しておりますが、全国と比べると、いまだ 7 割程度の水準でございます。

このグラフは、首都交通圏の主要な鉄道路線における混雑時の平均混雑率の推移でございます。混雑率が右肩下がりではありますが、平成 4 年度以前までは 200% を超えておりましたが、近年、輸送力が増強され改善されております。ただ、率としては依然として 170% を上回っております。

次のグラフは、ひとり暮らし高齢者の比率を表したものです。首都圏は赤です。全国でも年々上昇しておりますが、首都圏においては、近年、青の全国を上回りつつあります。高齢化の進行とともに、ひとり暮らしの高齢者の割合も上昇しております。

以上のように、首都圏では震災等の大規模災害に対する防災性や、通勤混雑等の大都市問題などの課題を、今なお抱えております。

地域特性を踏まえた暮らしやすい居住環境の整備のための主要な事業について、以下御説明をいたします。

等々力緑地は川崎市を代表する総合公園の一つでありまして、災害時等における避難地、避難路等の確保のため、引き続き整備を推進いたします。

密集市街地を形成しております東池袋 4 丁目・5 丁目地区におきまして、防災性の向上、居住環境の整備、良質な住宅の供給等を進めるため、密集住宅市街地整備促進事業を推進いたします。

平成 10 年 9 月の台風 5 号によって、大きな浸水被害を受けました鴻沼川におきまして、再度の災害を防止するために推進してきました河川激甚災害対策特別緊急事業は、本年度に完了の予定でございます。

都市再生緊急整備地域に指定されました晴海三丁目西地区におきまして、居住、業務などの諸機能がバランスよく配置された職住近接のまちの形成を図るため、市街地再開発事業を推進いたします。

山梨県立博物館につきましては、山梨の自然と人を基本テーマに、地域文化の継承・創造を担う人材の育成、貴重でかつ多様な文化財の収集・保存を図るための施設として整備が進められております。

横浜市立港湾病院につきましては、医療機器の充実や患者サービスの向上を図るために、病院施設を一新して、地域医療の中核を担う病院として、今年度完成の予定でございます。

高齢化社会に対応した、医療と生活サービスの提供を目的といたします、みのりの里介護老人保健施設旭が丘は、今年度完成の予定でございます。

最後に第5の、「将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造」でございます。このグラフは、道路、港湾、空港など、全国の社会資本のストック額の推移を表したものでございます。一番左の昭和25年には総額約8兆円であった社会資本のストックが、一番右端の平成13年には405兆円になっておりまして、50年間で50倍になったということでございます。

次のグラフは、既存の社会資本ストック量の推計をベースとして、平成37年度までのこれから約25年間に必要な投資額の推計を行ったものでございます。下から、赤色が維持管理のための投資、緑色が更新投資、上の青色が新設投資を表しております。一番右端の平成37年度には、年間の投資額の約62%が維持管理と更新投資が占めることになるものと予想されています。このことは、新設投資が制約を受けるということでございます。

次のグラフは、平成27年度における、15年後ですが、公共投資総額に占める更新投資の割合を圏域別に表したものでございます。首都圏におきましては、社会資本が早期に整備され、ストックの量も多いということでございますが、その分、将来におきましては更新投資に向けなければいけない割合が、全国の平均や他の大都市圏域に比べて高くなることが予想されております。

次にこのグラフは、首都圏全体の人口に占める、東京都区部及び業務核都市における人口の割合を示したものでございます。東京都区部の比率が低下している一方で、業務核都市の比率が上昇しております。分散型ネットワーク構造の形成が進んでいると考えられます。

以上、首都圏におきましては、社会の成熟化、高齢化の進展などさまざまな課題を抱えておりまして、また社会資本整備につきましては、これまでのストックを有効活用していくことが重要であります。

今年度の事業計画におきましては、将来の世代に引き継ぐ共有の資産としての首都圏の創造及び分散型ネットワーク構造を実現に向け、以下のような事業を進めてまいります。

これまで、航空自衛隊百里基地として使用してきました百里飛行場につきましては、国内航空ネットワークの充実等を図るため、共用飛行場化に係る整備を推進いたします。

新東京国際空港（成田空港）につきましては、航空旅客の増加への対応と利便性の向上を図るために、エプロン等の基本施設の整備や、平成18年の完成を目指した第1旅客ターミナルビルの改修を推進いたします。

東京国際空港（羽田空港）の沖合展開事業につきましては、利用者の利便性の向上を図るため、平成16年後半の供用を目指しまして、東旅客ターミナル等の整備を推進いたし

ます。

首都圏における海上輸送の国際競争力の強化を図るため、大型コンテナ船の就航が可能となるよう、東京港南部地区大井埠頭におきまして、大水深の国際海上コンテナターミナルの整備を推進いたします。

京浜急行電鉄本線及び同空港線の連続立体交差事業は、地域交通の円滑化等を目的に、京急蒲田駅付近の6kmを連続的に立体交差化するものでございます。平成26年度の完成を目指して、整備を推進してまいります。

首都圏における分散型ネットワーク構造の形成や、通過交通による渋滞の緩和を図るため、一般国道の自動車専用道路として、首都圏中央連絡自動車道、いわゆる圏央道のうち、今年度はあきる野から日の出までの間を供用する予定でございます。この他、東京外かく環状道路等の路線の整備を推進します。

次に、みなとみらい21線は、みなとみらい21地区を縦断し、横浜から元町・中華街までの約4.1kmを結ぶ鉄道新線でございます。明年2月に開業予定でございます。横浜で東急東横線との相互直通運転を行うことによりまして、東京都心と横浜都心が直接結ばれることとなります。

次に、日暮里・舎人線は、東京都区部北東部の交通利便性の向上等を目的といたしまして、日暮里駅から見沼代親水公園駅間の約9.8kmを結ぶ新交通システムでございます。平成19年度の完成を目指して整備を推進しております。

東京臨海新交通臨海線は、臨海副都心地区のアクセス向上等を目的に、既に供用されております新橋から有明駅の間を、さらに豊洲地区まで2.8km延伸するものでございまして、平成17年度の完成を目指して整備を推進してまいります。

次に、埼玉県及び東京都への水道用水の供給や、洪水調節等を目的とした滝沢ダムの整備を推進いたします。

それから、深刻化する首都圏のごみ問題に対処するため、東京港などにおきまして、引き続き廃棄物海面処分場の整備を推進いたします。

都市再生緊急整備地域に指定されました、みなとみらい21中央地区におきまして、人々が憩い親しめるウォーターフロント空間を創出するとともに、首都圏の業務機能分担の受け皿としての機能の集積・拡大を図るために、土地区画整理事業を推進いたします。

以上で、「平成15年度首都圏事業計画(案)」についての御説明を終わります。ありがとうございました。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

ただいま説明のございました、「平成15年度首都圏事業計画(案)」につきまして、これから御審議をいただきたいと思っております。

御質問、御意見がございましたら御発言をお願いいたします。

どうぞ、石川委員。

石川委員 今の説明を聞いて、直感でございますけれども、確かに基盤整備に対する財政投入は相当頑張って大幅な増進をして整備されていることは、私も評価したいと思います。

ただ問題は、この中でいろんなことを聞いておりまして、私は日ごろから非常に疑問と不満を持っている点があるんですね。それは何かといいますと、これだけの将来 21 世紀を展望してのすばらしい近代都市をつくらうというんですから、なぜ電線の地下の埋設、いわゆる共同溝というんですか、ガス管とか電気とかその他排水とかいろいろとありますが、それが私から見ると全く遅い。

私は東京の一番西の端に住む者でございますけれども、日頃計りましたら、わずか 2.5km ぐらいのメインストリート、要するに町の商店街の中心地ですね。そのメインストリートの道路にも 1 年じゅう穴を掘っている。

今日実は調べてきたんですよ、どのくらいやっているか。それから、わずか 2 km から 2 km 半の間に、本当に一つも工事をやっていない時間がどのくらいあるか調べたら、土曜、日曜、雨の降る日以外は全部やっているんです、1 年間。これですごい渋滞なんですよ。ですから、商店街の方も非常に困っているわけですね。

ですから、誰が詠ったか知りませんが、おもしろい駄洒落の俳句がありまして、「道路工事 終わってみれば 駐車場」なんてね。余りにも渋滞がひどくて商売が成り立たなくて、みんな店を閉店して駐車場にしてしまうというような、そういう駄洒落の歌があるんです。

なぜこういうことが、いわゆる先進国家の中でもこれだけのお金を使って近代化している中で、一体ヨーロッパやアメリカに比べて、どうして日本だけがこういう点が非常に遅れているんだろうか。私は、投資に対する内容に検討を要するんじゃないかなと思うんですね。

聞いてみると、みんな「やっている、やっている」と言うんですよ。だけどこの中にも、それなら 20 年間なり 30 年間の中で、どの程度そういう事業が進捗されているか。そこいらの統計的なものもないし、まさに「快適な云々」と書いてありますが、正直なところ場所によってはちっとも快適じゃないというような感じがしてならないんですよ。非常に不満を義憤を持っているんですが。

それがもし、本当にヨーロッパ並みにすばらしい地下に埋設されて、一回直したら 10 年や 20 年手をつけなくてもいいような道路整備が何でできないのかと、非常に疑問を持っているんですが、その点一つ御説明いただきたいと思います。

杉岡分科会長 それでは事務局から。

薦田国土計画局長 今、電線の話と路上の掘り返しのお話がありました。

電線の地中化は、まさに先生おっしゃられるとおり、東京都区部の中で最も進んでいる千代田区ですらまだ 4 割ぐらいで、23 区全体でも 5 % 強。全国の市街地というと 1.5 % と

いうことで、非常に見劣りがするというところでございます。

昭和 61 年度から平成 10 年度まで、3 期にわたって電線類地中化計画を策定しまして、これまでに大規模な商業系地域を対象に、約 3,400km を地中化したところでございます。現在は第 4 次計画、11 年度から 15 年度までで、中規模商業地域や住宅系の地域に拡大してペースをアップして、3,000km の地中化を推進しておるところでございます。

今後、国土交通省を中心といたしましてさらに進めたいということで、来年度平成 16 年度から始まる次期電線類地中化計画の検討を行っているところでございます。この計画におきましては、町中の幹線道路における地中化を引き続き重点的に進めるとともに、幹線でない道路、あるいは歴史的な景観地区におきましても、地中化を推進するようなことにしております。

特に、なかなか進まないのはそれなりの理由があるわけですが、できるだけ電線共同溝をコンパクト化してコストを削減するとか、あるいは幹線道路でない場合の整備手法の工夫とか、費用負担というようなことを検討をするモデル地区を、今回環状 7 号とか、あるいは東京都文京区等においてモデル的なことをやるということが、先般関係副大臣会議でもお決めいただいたようでございますので、そういう形で、まだまだということは御指摘のとおりでございますが、できるだけ加速をしてまいりたいと考えております。

それから、道路の掘り返しの話もまさにおっしゃられるとおりでございますが、今の路上工事の掘り返し対策の重点エリアを先般決めまして、そういう地域、東京 23 区内の幹線道路から、直轄の国道やら都道ということでございますが、一定期間に面的な集中工事を実施すると。それをやれば次の年度以降の 5 年間は、緊急の工事を除いては掘り返しを規制するというようなことを決めたところでございます。

平成 15 年度の予定箇所といたしましては、品川の中延とか、あるいは台東区の浅草橋等々の地域を予定箇所として決めて、先般発表いたしましたところでございます。

そういう形で、道路は常に掘り返されるものではなくて、一たん掘り返したら 5 年間掘り返さないという形で、これまであんまり見られてこなかったことを、できるだけ私どもとしての PR をしながら、そういう形で、やる方が本当にいいんだということを訴えていきたいと考えております。

葉梨委員 会長。

杉岡分科会長 どうぞ。

葉梨委員 よろしゅうございますか。幾つかこの機会に伺ってみたいことがございます。

一つは、いろいろ意欲的な事業についてお話をいただきましたが、首都圏全体として見ますと、人口の集中が進んでいて、過密というか人があふれているという感じがするんです。私は茨城の出身でございますので、茨城から通って国会に来ていますが、どうも東京都を中心として首都圏は 8 都県ありますが、とにかく人があふれている。

これを現実として認めていくのか、あるいは均衡ある国土の発展ということを 10 年ぐ

らい前ですか、何年前だったか、そういう計画を立てられました、どうもそれがなかなか進んでいないような感じがします。その点について、まず伺ってみたい。

薦田国土計画局長 国土計画の課題というのは、まさに昭和30年代から均衡ある発展、言葉はその時々で変わっていると思いますが、大都市圏への過度の集中をどうするかということで計画が作られてきたわけでございます。また、それに沿った事業もやってきております。

ただ、その効果がどこまで進んでいるかということでございますが、首都圏の中におきましても、都心部への集中は若干緩和されてきており、その中で、先ほどもちょっと御紹介をいたしましたが、圏内の業務核都市等の都市の集積がそれなりに高まってきております。ですから、首都圏の中でもそういう形で多中心的な方向に向かってきております。

一方で地方につきましても、確かに地方圏全体で非常に厳しいわけでありましてけれども、各ブロックの中核都市における機能の集積が進んできておりますので、その機能を享受しながら、東京まで出ていく人口は相対的に減ってきているというふうに、私どもは考えております。

ただ、それはおっしゃられるように、十分だというふうに考えているわけではございませんけれども、そういう形の動きが出ていると思います。

今後20年、30年とかあるいは50年というふうに考えますと、全国人口が減少していくプロセスに入ります。そういう場合に、全国人口が減ればそれで東京集中の問題が解決するのかと言われると、そういうことではありません。また一律に減少するわけでないですから、地方の過疎地ではさらにだれも住まなくなってしまうところは現実問題として出てくるだろうと思いますが、首都圏の混雑というものも、先ほど鉄道の通勤の混雑率が、まだまだレベルは高いんですが、着実に下がってきているというのを御紹介申し上げましたが、人口構造から言ってもその傾向はこれからも進めていけるものだと考えております。

葉梨委員 よろしゅうございますか。

杉岡分科会長 どうぞ。

葉梨委員 ちょっと1人で御質問を幾つかさせていただきますが、よろしゅうございますか先生方、お許しをいただいて。

結局、首都圏の中における分散ということは今御説明いただきましたね。全国的なバランスをどうとるかというのは、また別の問題であろうと思いますが、国土計画局長さんは首都圏だけですか。

薦田国土計画局長 いえ。

葉梨委員 全国。

薦田国土計画局長 はい。

葉梨委員 そうすると全国についてはこれは大きな問題で、ここでお答えいただけないかもしれないが、そういう問題意識を持って対応していただきたい。

それで、首都圏の中についてこのごろ気づいたことは、汐留、品川、それから六本木ですか、あそこら辺にでっかい立派なビルがいっぱい建ちましたが、近所の地域とバランスを欠いて、によきによき大きなものが突出して建てられましたね。あれが一体、東京都心における美観とか、あるいは災害とか、人の流れとか、そのビルに入る人は便利でいいだろうと思うが、全体のバランスという意味でいって、これは国土計画局長として、こういうものは大いにやるべしと認めておられるのか。

私どもにしますといかにも唐突で、それから東京都全体からいきますと、何か不均衡な感じがして仕方がないんです。その点についてどうお考えになっていらっしゃるか。

薦田国土計画局長 今おっしゃられた汐留あるいは六本木6丁目地区でございますが、今の形になる前のずっと以前の状況は、高さのそろわないビル等が混在しているような地域だったわけでございます。そこを一体的に開発をするということで取り組まれたわけございまして、そういう再開発、あるいは区画整理の考え方そのものはその前の状況から比べますと、方向としては正しい方向であったのではないかと考えております。

そういう形で再開発をしていく上で、どうしてもある程度の高層化を図っていったって、効率的な地区をつくらうということで行われてきているものだと思います。

ただ、それが突出して見えるために、全体の景観等について問題ではないかということの御指摘をいただいたかと思えますけれども、これまで日本の経済発展のプロセスで、とにかく量的な充足が第一であるというのがずっと続いてきたということございまして、その中で良好な景観というものの観点が不十分であったということは、私どもとしましても否めないと考えておりまして、先ほど電線の話などがございました。

したがって、今さらながら、ようやくかとおっしゃられるかもしれませんが、国土交通省も先般、「美しい国づくり政策大綱」を取りまとめ、公表させていただいたところでございますけれども、国土交通省自らが良好な景観の形成に取り組むという姿勢を明らかにしたところでございます。

ポイントを幾つか御紹介しますと、自ら実施する事業における景観形成の原則をつくるということとか、あるいは公共事業におきます景観アセスメントをする、あるいは民間の活動を直接規制することより、むしろ景観形成のガイドラインをつくるということをするすぐ取りかかろうというものがございます。

そういう形で、もっとわかりやすく基本的な精神、景観に関する基本法のようなものを来年度を目標に法制化の検討をいたしたいということで、今ごろかとおっしゃられる面はあるかと思いますが、そういうものが重要だというふうにして取り組んでいるところでございます。

葉梨委員 ちょっとお許しいただきたいと思うんですが、私は憲法調査会の委員をしております、この間、基本的人権の委員会でも申し上げましたが、日本では土地の所有権は非常に大事にしているけれども、どういうふうにもちづくりをするかという利用権につい

での観点からの意識が、低いのではなからうか。

ヨーロッパ各国へ行きますと、まちづくりについては、建物を建てる時についても近隣とのバランスとか、都市計画上のバランス、地域の方々、それから地方の自治体始め、関係する皆さん方の合意を経なければ建物も建てられず、また、高さとかいろいろ決めていくという状況を考えますと、利用権はもちろん尊重しなきゃいけないけれども、そういう土地の美観を尊重しています。美観をつくり上げていくという新しい権利を、憲法改正をする機会に考えていったらどうかという提案を実はしておりまして、役所としても御留意いただきたいと思います。

なかなかこの議論は、憲法調査会で次の改正のときに実るかどうかわかりませんが、そういう問題意識を私は持っているわけでございます。

それから、立派なビルができる一方で、既存のビルが利用者が減っていくという、空室率が高まっておりますね。それと、一般の商店街にシャッターをおろした店がどんどん増えている。これは国土交通省ではどうしてもできない問題なんではないでしょうか。結局、一般の方々、一般というのは地域に住んでいる方々が地域で買い物をしたり、コミュニケーションの場としての商店街とかいろいろありましたね。それが非常に衰微している。人の足が途切れるとまではいかないが、非常に分散されてしまっている。これについては皆さん方国土計画局、あるいは役所としてはこれは経済産業省の課題なんですか。あなた方の一つ、守備範囲なんではないでしょうか。

薦田国土計画局長 最初にビルの空室の問題がありまして、いわゆる 2003 年問題と俗に言われております。確かに月ごとのデータを見ますと、そういうことが数字として出てきております。

ただ、そういう形で供給が急速に集中しているのが今年でございまして、何年かをならしてみますと、今年の供給が特に高いということございまして、数字としては中期的には調整されていくものかなと考えております。

ただおっしゃられるように、新しいビルができると当然企業は便利なところに移っていくわけでございまして、そうしますと残された地区が問題が起きるということは、御指摘のとおりだと思います。

ですから、いわゆる商店街のシャッター云々のお話がございました中心市街地活性化の取り組みは関係省庁が共同して取り組んでおりまして、経済産業省だけということではございませんで、国土交通省の関係の部局が関係省庁の協力の中で進めてきております。

ただ、それぞれシャッターが閉まっている度合いが減ったのかと言われますと、そういう意味では現時点におきまして、十分な効果がまだ発現するに至っていないということかと思っておりますが、全体として私どもの省なり局なりが関わりがないということではございませんで、共同して取り組んでございます。

杉岡分科会長 どうぞ。

横島委員 葉梨先生のお話、私ももっともと思って伺ったことが多いんですが、今日お話ししようと思ったのは、実は分科会全体としてこういう問題をどうとらえるかということです。大変難しいのですが、今のような東京都心のポイントに再集中してきたという一つの原因は、この分科会にもあるのです。一昨年、東京への大規模事業所の集中の規制を緩和したときに、私は反対の意見を申し上げましたけども、やんぬるかな再集中が起きてしまった。しかも、そこにもう一つの問題、即ち首都機能移転問題が若干形を崩してしまい、東京の集中というものが歯止めがきかなくなってしまうという問題があります。

さらには、残念というか結構というか、東京都知事が極めて強い姿勢を打ち出して、「東京の元気は日本の元気」という、見方によっては正しいのですが、地方から見ると困ったことになっている部分があり、東京への再集中が地方の疲弊さえもたらしかねないという、大変な現象が起きているわけです。

これを、例えばどのように国土計画の中で解決するかということは、大変難しいのです。しかし、こと首都圏に関しても、葉梨先生がおいでの茨城でも日立以北は過疎でしょうし、埼玉以北もそうでしょうし、私がいる群馬県も同じような問題があります。特に首都圏分科会というものが首都圏全体のテーマを持っている以上、私どものこの分科会あたりで、首都圏全体の整合性をきちっと検証しないと、どうも全体計画と部分計画だけが動いてしまって、ブロック計画、地域計画の整合性をチェックする場がなくなっていくのではないかと。

その意味で、さっきの局長の説明の中にも幾つか自己矛盾点があるのですが、そういったものをチェックして、首都圏全体の中でどうあるべきかということのチェック機能を、この分科会あたりで持たないといけないのではないかと。ますます東京の一極集中で、2003年問題は短期的現象とおっしゃったけど、深刻ですよ、これは。

東京は上海と違うわけですから。上海は中国全体の国土構造の中に位置づけられた大都市ですが、日本は全体のパイ、即ち人口が決まっています、減っていくという中で東京へ集めたら、必ず地方は過疎になるという、子供が聞いてもわかる理屈を、今かき回しているわけです。

そういう意味でも、15年度計画は、これはこれで結構なのですけれど、国土審議会の中の首都圏分科会、ほかの二つの大都市圏にも分科会があると思いますが、こういうものが与えられている使命について、きちっと日常的に検証していくことが欠かせないのではないかと。つまりもっと言えば、この計画はいいか悪いかというだけで、しかも1年に1回で首都圏全体のことが語れるのかと。通年的に2～3回の検討があって、ワーキンググループもあって、そして私は東京の過度な一極集中の今の現象ぐらいは、ここらあたりでひとつつけじめをつけておかないと、とんでもないことになるのではないかとと思います。

その意味で、分科会長へのお願いですが、首都圏分科会の形骸化から実質化へ一歩踏み出していただきたい。そうしないと、新しい国土計画のあり方を本審の方で考えている中

で、首都圏が単なる一部になってしまって、声の上がる分科会にならないことを、残念だと思っております。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

ただいまの横島委員の話につきましても、これは次の議題の「国土計画体系の見直し」を事務局の方から御報告いただきますが、その段階でもいろいろと御意見が出てくるだろうと思いますし、またその方向に、これから進まなきゃいけないんじゃないかなと思っております。

今泉委員 よろしいですか。

杉岡分科会長 どうぞ。

今泉委員 私も今の御意見に大賛成でございます、そういう意味で、別な角度から意見を申し上げさせていただきたいと思っております。

私ども国会議員は全国から、国会があるたびに上京するわけですが、異口同音に皆さん方が申しているのは、新幹線に乗って東京に来る間、建設のクレーンが見えるのは大体東京だけだと言うんですね。地方の都市にはそういう姿がほとんど見えない。東京に来たら何でこんなに建設のためのクレーンがいっぱいあるんだと。東京はすごいなと。少しでも地方でこういう仕事ができないものかということ、異口同音に言われる方が多いんですね。

そういう意味で、これは首都圏ですから、全国的な国土の再配置は別問題としておきますけれども、首都圏だけで見ましても全く同じようなことが言えるんですね。

東京の、例えば先ほど葉梨先生もございましたような、六本木とか品川とか、あるいはまた汐留の開発が進むのは、これは東京が便利だから民間の資本が主体的になってやる、これはもうしょうがないことだと思うんですね。それだけ東京が利便性があるから。

だから私は、東京の開発に関しては民間に任せてもいいと思うんです。むしろ、国の立場でリーダーシップをとってやる計画というのは、東京の周辺の首都圏の構造をどうしていくかということに視点を置くべきではないか。

第5次首都圏基本計画のメインテーマに「分散型ネットワーク構造の転換」ということが出されているんですが、今回15年度の計画を見てみますと、ほとんど半分ぐらいが東京の仕事なんですよ。これでは分散型のネットワーク構造ができるはずがない。ただ集中ばかりやっているというような気がしてならないんですよ。

例えば私、千葉県の選出議員なんですが、アクアラインができました。対岸の木更津は、そういう意味ではアクアラインの影響、ネットワークの影響を受けて、少しでも開発ができるのかというふうに期待していたところが、それ以外の我が県内のネットワークの基盤ができていないものだから、アクアラインのために逆に人がみんな横浜の方に来ちゃうわけです。ますます地方が寂れていっているんですよ、実は。

そういう意味で、東京以外の基盤都市整備というんでしょうかね、そういうところに目

をつけたリーダーシップを、国の立場でやるべきではないか。東京は黙っていても、民間の活力でどんどん進んでいきますよ。そういう意味での視点から、ぜひ一つ検討していただくとうれしいと思っています。

薦田国土計画局長 分散型ネットワーク構造というのは、まさに基本計画の目標の、言ってみれば五つ並べて、さらにその結果こういうふうになっていくんだということでございます。その辺の力の入れ方が足りないんじゃないかという御指摘、私ども反省すべき点もございますが、ただ、先ほど業務核都市の話などいろいろ申し上げましたが、これらに取りかかって、ようやく少し人口のウエイトも上がってきているということでございますので、方向をさらに加速するようなことを、具体的な計画なり、あるいは事業の点でも考えていきたいと思っております。

杉岡分科会長 加藤委員、どうぞ。

加藤委員 幾つか申し上げたいんですけども、質問もあるんですが、今、複数の委員の方からあつたまちの美観、景観の問題で言えば、所管が違うのかもしれませんが、例えば看板の問題なんかは、先ほどの電線の問題と共通のものがあるだろうと思うんですが、そういうところについては、この計画あるいは国土交通省として、他省庁との関連、あるいは都との関連もあると思っておりますが、どういうふうにお考えなのか。

それから似たような話で、千代田区でたばこの規制をしましたですね。これらの効果と申しますか、町的美観や安全上の問題とか、その辺のフォローはなされているのかどうか。

昨日の新聞に、民主党がマニフェストで全国的にたばこのポイ捨て禁止を掲げているのがありましたけれども、それはそれとしまして。これは質問でございますが。

ついでに、先ほども出ておりましたけど、これは私も過去からずうとかわかっておりませんものですから質問なんですけど、首都機能の移転は、これだけの長期的な計画の中で、この計画の中にはその問題は織り込まれているのかどうかという点ですね。どのようにお考えになっているのかということ、一つはお伺いしたいと思っております。

それから、先ほども少し御指摘がありましたけれども、一昨年の大規模施設の制限を撤廃したと。そのことの影響というのは、2年後、あるいは来年以降どのように出ているのかというのは、やはり報告が要るのではないかと思います。

それで2点ほど意見なんですけど、一つは高齢化との関係も少しあるんですけども、この中に幾つか、体育施設だとか公園の整備で出ておりますけれども、私はつくるということだけではなくて、利用のしやすさといいますか、そちらの方が非常に重要だろうと思っております。

この中にバリアフリーの話が出てまいりますけれども、高齢化イコールバリアフリーの問題だけではなくて、私は高齢化イコールいかにして寝込まない、寝込ませない、健康な一生を少しでも送れるような環境にしていくかと。そういう面では、体を動かすということ、あるいは外へ出ていただくことが非常に重要なんじゃないかと思っております。

こういった多くの施設ができ上がるんですが、その利用実態とか、あるいはその利用をしやすいするために、昨今情報化時代でありますけれども、そういったものをぜひ活用して、利用のしやすさ、あるいはアクセスの問題も含めて、そういうことをぜひお考えいただく必要があるだろうと思っているということ。

それからもう一つの意見はコストとの関係なんです、こういった整備計画の中に、そういった視点がいかにかに低廉なコストでいいものをつくるかという視点が入っていないというのは、非常に残念な気がするわけです。

最近注目されたものに、中部国際空港の建設について 1,000 億を超えるようなコスト削減が実現したということで、私も大変興味を持ちまして、調達関係の責任者のマネージャーの方の話を聞いたんですが、まだまだやれる部分はあるし、いかにかに当初の計画がコストを考えないものであったかということに本当に驚愕した、驚いたという話がありました。

ぜひ、この例をきちんと学んでいただいて、こういった財政状況の中での整備事業でありますから、そういった観点を、ぜひこういうところにも入れていただきたいということで、これは一つお願いでございます。

以上です。

杉岡分科会長 それでは簡潔に。

薦田国土計画局長 はい、簡潔に。

最初に看板の話がございました。先ほどちょっと御紹介しかかった、国土交通省の「美しい国づくりの政策大綱」の中の一つの柱でございまして、屋外広告の許可対象の範囲を拡大するとか、あるいは違反の対策の強化というようなことを検討しているところでございます。

それから、たばこの話がございましたが、まだ幾つかの区で始まったばかりということで、まだまだフォローする体制に至っておりませんが、重要なポイントだと思いますので、今後考えてみたいと思います。

それから、首都機能の移転の関係でございまして。長々とした経緯はここで申し上げませんけれども、現在国会において移転先地の決定に向けての検討が、このところ行われてきております。現実にこの間終わりました国会で、両院で協議会をつくってさらに検討をしようということになっているところでございます。

私どもとしましては、移転の具体化に向けた検討というのが政府の責務としてありますので、国会における検討が、円滑に進められるような協力を行っているところでございます。

それから、コストの関係のお話がございましたが、私どもコストのことを考えていないわけではございませんで、事業の効率化、まさに財源がどんどん細っていく中でございますので、個々の事業ごとに事業の評価あるいは費用対効果を厳密に吟味して、効率的な実施を進めていく必要があると考えておりまして、事業計画の事業にも盛り込まれておりま

す。これは抽象論でなくて、現実にもそういう形で進めていきたいと考えております。

あと、バリアフリー等実際につくればいいというものではなくて、ちゃんと生きようというのをごもっともでございますので、そういう方向でやらせていただきたいと思います。

葉梨委員 先ほど横島先生からのお話もございましたけれども、全国、国土の均衡ある発展は役所がやる仕事だと、企業が自由にやったらいいじゃないかという御意見ございましたが、経済界から秋草さんがおいでになっていまして、私はビルなんていうものは都市になきゃいけないけれど、工場なんていうのは全国に分散してもらいたいと思うんです。それはかつてはやりました。今は中国に行ってますが。

社会的使命なんていうことをよくおっしゃいますが、工場なんていうものこそ、また全国に分散していただければいいなと思いますが、御感想をちょっと伺いたい。

杉岡分科会長 それでは秋草委員。

秋草委員 私どもの会社では中国に工場は出ていないんです。日本で頑張れると思っていますし、今でもコストでは負けないと思っています。特にハイテク系の商品ですと、商品に占める人件費の比率は10%以下なんです。あと材料の調達をいかにするかということが中心です。

その10%以下のものを中国が人件費が10分の1だとか20分の1で安いといっても、エンド・ツー・エンドのコストから言うとほとんど変わらない。かえって日本にあった方がいいという判断をしています。

そういう意味では、調達は外部から買いますけども、モノづくりはまだまだ日本で頑張れると思いますし、富士山麓にあるファナックという会社に行きますと働いている人が1人という工場がありまして、そういう挑戦をしている会社がある。ある意味では、もっとモノづくりに対する挑戦をやって、日本の中で頑張るべきだと思っています。

もう一つ、工場問題ではないんですが、私どもも幕張に大きなビルを持って、一番最初に出ていったんです。あそこは割と情報産業が多いんですが、結果として今どうかといいますと、できるだけあそこに人を出さないようにしている。不便なんですね。ようやく年月が10年たって、レストランとかアクセスがよくなりましたが、やはり民間の企業というのは待てない。

横須賀のYRPもそうでございますが、私どもも研究所を持っています。NTTドコモ等々世界中からたくさんの会社が出ていますが、生活環境はまだまだ整っていない、コンビニも夜はやっていない。食事には横須賀駅まで車で行かなくちゃいけない。ホテルもない。

ネット型分散は大いにやるべきだと思いますが、建物というハードウェアと交通アクセスという問題と、生活環境という環境がどうもできていないという感じがいたします。それがないと、民間の方は環境がそろっていないと経済合理性が働きますので、避けてしま

うということになります。

同じように工場もそうだと思っていて、新しい工場用の地域をつくったとしても、そのバランスがないと避けられてしまう。価値がなくなってしまうという感じがします。その辺はぜひ、よろしく御配慮をお願いしたいと思っています。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

まだまだいろいろと議論があると思いますが、首都圏の事業につきましては後で 14 年度の首都圏整備に関する年次報告もございます。その他議題がまだ残っておりますので、御質問につきましては、またそちらの方でも大いをお願いをいたしたいと思っています。

とりあえず、初めの議題の「平成 15 年度首都圏事業計画（案）」につきましてお諮りいたしたいと思っています。原案のとおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

杉岡分科会長 特に御異議もないようでございます。

それでは、ただいまの案件につきましては、異議がない旨を国土審議会の会長に報告し、そしてその会長の同意を得まして答申といたしたいと思っております。どうもありがとうございました。

## （２）国土計画体系の見直しについて

杉岡分科会長 それでは引き続きまして、「国土計画体系の見直し」につきまして議題に入りたいと思います。事務局の方から御説明をお願いします。

田中大臣官房審議官 国土計画局審議官の田中でございます。座って説明させていただきます。

資料は 4 番の一連の資料を使って説明をいたします。まず、資料 4 - 1 をご覧いただきたいと思います。本件につきましては、昨年 11 月に国土審議会基本政策部会におきまして、国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方という最終報告が出ております。これにつきまして簡単に説明した後、本年 6 月からこの報告を受けまして、「調査改革部会」で新しい国土計画のあり方についての審議が開始されておりますので、その説明をしたいと思っております。

まず、最終報告に書いてありますこの部会報告の中で、国土の将来展望と課題はどういうことであるかということでございます。

1 ページ目でございますが、約 50 年で 2 割の人口が減少するということから、広域的な地域連携が、生活関連サービス等の維持・向上のためには必要ではないかという指摘、社会資本の整備については言うまでもなく、財政制約、投資制約、あるいは先ほど局長が申し上げましたように、既存ストックの維持・管理・更新需要の増大ということから、新規投資の余地が非常に少なくなっているという制約要因があるという指摘であります。

2 ページ目でございますが、翻って地域に目を転じてみますと、東京等に比較して国際対応力その他、地域間格差はございます。しかしながら一方、それぞれの地域にはまだ活用すべき資源が有効に活用されていない、眠っているといったこともあるのではないかと。さらには、国として非常にプライオリティーが上がっております循環型、環境型、共生型の国土形成とか、安全な国土形成、この重要性は言うまでもないということでもあります。

3 ページ目でございますが、こういった課題を踏まえまして、国土計画の新たな対応の方向として指摘されているのは、一つは地域が中心になって、これまで必ずしも有効に活用されてこなかった地域資源を、必要に応じて広域的に連携をさせまして、個性ある、競争力のある地域づくりをするべきではないかと。

2 点目といたしまして、モビリティ、迅速に移動できるということだと思いますが、こういったことによる広域的な対応が可能であって、そのための地域の圏域づくりはどうあるべきかということが、対応の方向かと思えます。

3 点目としまして、社会資本の整備については、当然財政投資制約を受けまして、ハード施策、ソフト施策を適切に組み合わせ、国民にうまく説明できる成果を重視した目標の実現が必要ではないかと。

4 番目はそれに関連いたしますが、積極的な情報公開に基づく合意形成と、多様な主体の参加ということでございます。

これが将来展望と課題、今後の展望ということでありまして、これを受けました新しい国土計画のあり方について、第 4 部で触れられております。これについては資料 4 - 2 以下でチャートがございますので、これで説明をいたします。

資料 4 - 2 をお聞きいただきたいと思います。左の方にこれまでの課題とかいろいろな批判を受けまして、新しい見直しの考え方としては五つ指摘をされております。

1 点目は、従来ややもすると人口、経済拡大を前提とした「開発」が重視されていたのではないかとということで、「利用・開発・保全」の指針として、一貫した国土計画体系が必要であろうという方向でございます。

これについては、さらに資料 4 - 3 に法体系のチャートがございますので、これについて説明をいたします。一番左が赤い色、これが全総体系でございます。中ほどは主として土地利用に重点が置かれております国土利用計画の体系。さらには、その中ほどに個別法に基づく大都市圏ブロックごとの計画もございました。

これについて、非常に複雑でわかりにくい、あるいは実効性はどうかといったこともございまして、一番右のブルーでございますが、これを統合いたしまして、開発、利用、保全一環とした計画づくり、さらに階層としては全国、広域、都道府県、市町村といった流れにしてわかりやすくして、実効性を高めていこうということが 1 点目でございます。

さらに資料 4 - 2 に戻りまして、2 点目といたしましては、従来ややもすると地域づくり、中央依存、金太郎あめ、個性が喪失していたのではないかとということもございまして、

これからは国と地方がパートナーシップをもとにして、開かれた計画づくりは当然のこととして、国の計画づくりにおいても地方自治体が参加いたしますし、広域ブロック計画等についても、当然地域が主体となって、国と協力してつくっていくといった方向が必要であろうということでございます。広域ブロック計画については、別途また関係が深いので説明をいたします。

3点目といたしましては、これまで計画体系が複雑であったことに加えて、いろんな施策が全部入っているということで、指針性が今まで少なくなってきたのではないかと、いうことを踏まえまして、国土の基本計画としての指針性を向上しようということで、全国計画については、国家としての戦略目標に重点化し、別途地域別等の問題については広域ブロック以下の方にゆだねるということで、役割分担を明確化しようということでございます。

4点目といたしまして、やはりこれまでづくりっ放しといったような指摘もございましたので、これからの流れでございます、計画の「策定・推進・評価」を、成果を重視したプロセスとしまして、計画の進行管理をしてはどうかということで、それに当たっては国土のモニタリングその他、一般的な情報を公開して、その時々で進行管理をしていくということでございます。

5点目といたしまして、今度国土総合開発法と国土利用計画法の体制を統合しようという流れがあるわけですが、総合的な土地利用の指針としての役割を大きくしようということと考えているところでございます。

加えまして、本分科会と関係の深い広域ブロックの話については、資料4-4をごらんいただきたいと思っております。先ほどから申し上げておりますように、これからはヒト、モノ、カネが広域的あるいは国際間で移動する時代になっております。こういったことに対して地域として対応するには、広域的な取り組みが非常に必要でございます、ここに書いてありますように、観光、国際交流、生態系の保全、その他国際的競争力をつくるという意味での広域的な対応が必要であろうということで、今回の体系見直しでは広域ブロックを重視しようということと考えております。

具体的には黄色のところでございますが、まず計画づくりに当たりましては、地域中心の広域計画ブロックづくりということで、計画策定の段階から地方自治体が参加して、原案を策定いたしまして、必要に応じて国の方で意見を入れまして、決定をするということにしたらどうかということが言われております。

中身につきましても、広域ブロック、従来は全国計画ですべて詳述をしていたわけですが、これからは全国計画は戦略的な国家的目標、広域ブロックについては、その内容はそのブロックで考えるということで考えていったらどうかということが言われております。

それから各論ですが、計画圏域をどうするかということで、計画圏域については、経済・

社会・歴史・文化といったことで、一体性という物差しで計画圏域を検討するというところでございますが、各論といたしまして、ちょっと小さい字でございますが、一つの計画圏域の中に完全に包含されているような地域が現在あるわけですが、これをどうするかということを、関係の都道府県と議論しております。具体的には、北陸3県が現在中部圏の中に完全に包含されておりますが、これについてどうするかという議論も課題となっているところでございます。

こんなところが、今基本的な計画の見直しの考え方の一つの方向として、調査改革部会で審議をされてきているということでございます。

今後の審議の進め方については、一番最後の資料4 - 5にございますが、文章だけで非常に印象が薄いので口頭で簡単に言いますと、2の(2)のところにありますように、調査改革部会で制度の検討が行われておりますが、あわせて国土の総点検ということで、現在国土全般の現状を明らかにして、その課題を検討するという小委員会を動かしております。

これはさらにめくっていただいて、2ページと書いてあるところなんです、三つございまして、一つは人口減少、少子・高齢化のもとにおける自立・安定した社会をどう考えるのか、二つ目が、グローバル化の進展を生かした活力ある国土形成と持続的発展のための国土基盤のあり方、三つ目が、持続可能な国土の創造といった観点からどういうふうを考えているかということ、国土の総点検の一貫として、課題別に現在検討しているところであります。

4ページ目は、実際に法体系を変えとした場合にどんな論点があるかということ、今審議していただいている中身を書いたところでございます。こういった点につきまして、現在6月から部会で、小委員会も入れまして議論を始めたところでございます。

私どもといたしましては、9月初めあたりに改革の中間的な取りまとめをいただくということを目途に考えておりまして、年内に成案をまとめていただくという感じで検討をさせていただいているところであります。

以上が、国土計画体系に関連する説明でございます。

1点だけ、話は変わりますが、一番最後の資料に「国づくりの100年デザインの提案」というのが入っております。見開きをあけていただきますと、扇大臣の直接メッセージが入っておりますが、要は今後100年の国づくりを国民として議論するに当たって、その材料を提供する必要があるだろうということで、省内の若手、中堅から有志を募りまして、そのアイデアを幾つかにまとめたものでございます。これについては省内のホームページにも掲載し、有識者も含めまして国民から広く意見を募るということを考えております。分科会の委員の皆様におかれましても、機会があればぜひお目を通していただき、御感想、御意見等があれば、随時お寄せいただければと思います。

説明は以上でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

ただいま説明がございました国土計画体系の見直しにつきまして、御意見あるいは御質疑がございましたら御発言をお願いいたします。

どうぞ、クリスティーヌさん。

クリスティーヌ委員 先ほどの説明とちょっと関連する部分があるんですけど、先ほどの15年度の事業計画についての中で、47ページに社会資本におけるストックの見方が、昭和25年では8兆円だったものが、平成13年で405兆円になっているということの評価の仕方なんですけど、これは、今現在これだけの資本になっているということは、今まで投入してきた金額なのか、それとも今もし評価していれば405兆円だけのものになっているかということが、ちょっとそこがわからないと思うんですね。今まで投入してきた金額がストックになっているということであるのならば、本当に評価価値のあるものなのかどうかということも見た方がいいのではないかなと思うんです。

といいますのは、これから新しい資本をつくっていくということの中で、また新たにお金をここに投入して運営管理のためとか、また保全するためとか、もう一回整備をし直すための金額もここに含まれてしまうと、ストックが日本にたくさんあるという解釈にはなりませんけれども、本当の意味での価値があるかどうかということがあると思うんです。

そうしますと今の資料4-4の一番下で、歴史や文化ということも、ある意味では一つの社会資本で、ストックでもあると思うわけなんですね。そのためにここにも入っていると思うんですけれども、今日本にとって観光というのが非常に注目されてきたわけですが、日本に来られる方々に対して、観光というものを見たときに、観光資源のとても大きな要素の中には景観というか、またはまちづくりとかまち並み、先ほどの電信柱の問題もそうですし、やはり見え方というのがとっても大事な、一つの価値ある遺産でもあるわけなんですね。そういうものを社会資本の中でストックとして見たときに、都市計画、まちづくりがいかにか日本にとってこれからもっと重要になってくるかということになるわけですから、こういう景観とかまちづくりのまち並みが非常に重要であるということをもっときちっと国土交通省が言ってくださり、地元いらっしゃる方々が、先ほど社会における自分の自己責任というか、まして企業にとってもそうですし、商店にとってもそうなんですけれども、物を建てたときに、自分の建てた建築物が地域にそぐうか、そぐわないかという認識のもとで、都市計画、まちづくりをしていってくれれば、それがまたそこで新たな価値を生むわけですから、405兆円以上の価値になっている可能性もあるわけなんですね。

ですのでそういう意味で、都市計画、まちづくり、そして人間の生活というものが、いかにただつくっていくだけではなくて、そこに付加価値が与えられた価値としての国土のつくり方というものが、恐らくこの100年計画の中には考えられていると思うんですけれども、もっとクリアに一人一人の市民がわかりやすく、もっとPR活動も含めた形でしていただけると、ここがもっと生きてくるのではないかなと思うんです。

薦田国土計画局長 あの図でございますけれども、これは先ほどちょっとはしりました、国土交通省の所管する事業によってできた社会資本ストックということでございます。それは、それぞれ毎年投入した額をただ積み上げていくということではなくて、要するに現実に生きて存在している社会資本を金額で評価しているということでございまして、それは使えるものということでございます。もちろん、余り車が通っていない道路という議論はもちろんあるんですけれども、使える状態になっている社会資本ストックで国土交通省の所管のもの。そういうことは逆に言うと、明治の昔からの文化というのは当然入っていないわけで、そこを重視するべきだというお話は、まさにおっしゃられるとおりでございます。

100年デザインの提案の若手の中にも、そういう都市の美しさとか景観とか観光の話も盛り込んであります。実は先ほど審議官から申しあげましたように、とにかく議論をしていただく材料を若手が、体系的というよりは、むしろ広くいろんなアイデアを出そうということで、21世紀にちなんで21のアイデアが出ているわけでございます。

私ども先ほど、国土計画の体系の話として御説明申しあげましたけれども、わかりやすい体系制度をつくることに目的があるわけではなくて、まさに時代に即応し、今後50年、100年を考えた場合に、今の伝統的な文化とか、あるいは昔の文化財的な価値といったものも含めて、国土というものをどう「利用・開発・保全」のバランスをとってやっていくかということを目指し示す計画をつくるのが最終目的でございますので、今のお話もまた肝に銘じまして、作業を続けていきたいと思っております。

クリスティーヌ委員 1つだけ言い忘れたんですけど、私、壊す予算というものもとっていただくといいと思うんですね。といいますのは、例えば私たち地方に行きますと、本当にすばらし田園風景の真ん中に、10年もそのまま放置してあるドライブインレストランがあったりして、持っている方々が結局壊すお金もなければ、地方自治体もそういうものに対して手をかける権利もないわけですね、個人の持ち物ですので。大体そういうものが何かの担保に使われていたり、手をつけられないような状況の中で、その風景の価値が非常になくなってしまうわけですね。

この前も猪苗代湖の方に行きましたら、山と放棄された車が、湖の横にただ捨ててあるんですね。それをなぜ捨てられないかということ、だれかの個人の土地であるからで、だけれど放置されたままであるということは、景観とか、そういうある意味で地域にとっての景観価値、また観光資源としてマイナスになるということです。そこに予算をつければ自治体が壊すなり、撤去したりそれなりのものができてくるわけです。つくるだけが国土交通省の仕事じゃないと思います。景観もつくるということの視点から考えれば、そうやって要らないものというか、目ざわりなものをちゃんと撤去するということの予算も、少し自治体につけて差し上げたりしますと、地方もちょっときれいになるんじゃないかなという感じがします。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

そのほかに何か。

どうぞ、黒川さん。

黒川委員 この国土計画体系の見直し、いろいろ工夫されていると思うんですけど、時間軸でこういう国土計画というのは、一体どれくらいの計画スパンを持って考えていくかという議論はどんなふうになっているんでしょうか。

例えば、首都圏の計画でいきますと、基本計画は平成 11 年に決めて、27 年までとって、あとは整備計画、事業計画になっていますが、やっぱりどこかで本当は基本計画そのものを見直さなきゃいけないんじゃないか。要するに、それに沿った事業計画というのではなくて、事業計画を立てながら見直しをするという仕組みが必要なんじゃないかと思うんです。国土計画というのは、計画の時間軸とローリングする仕組みはどんなふうになっているのでしょうか。

薦田国土計画局長 今現在の全国総合開発計画も、まさに首都圏と同じように 27 年までということでございます。先ほど、計画体系の改革を今やっていると申し上げましたが、制度を新しくした上で新しい計画をつくる。それは全国計画もありますし、さらに広域ブロックの一つであります首都圏の計画もあります。したがって、その段階で現行の計画に代わる計画をつくりたいと考えています。

現実にタイムスケジュール的なこと、私どもの目標としているところは、計画の法令面の制度については来年の国会を目指して、今作業をしております。

制度ができたところから始めたのではなかなかすぐには計画できません。何年もかかるものでございます。そういう意味で、種を仕込むというか、基礎的な勉強という意味で、先ほど審議官から御説明いたしました国土の総合的点検をやってございます。それは全国ベースと、それから広域ブロック計画に生きていくと思っております。

その次の計画が、どのくらいのタイムスパンになるかということところはちょっとわからないんですが、あえてこの 100 年の話を申し上げたのは、現行計画も 50 年先をにらみながら、今後 10 年、15 年という形だったと思うんですが、恐らくその次の計画も 50 年先、あるいは場合によっては 100 年も見通しながら、10 年、15 年というものを計画をつくっていくということになると思います。ただし、それは作りっ放しというんじゃなくて、もっと頻繁に点検をするということになるかと思えます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。そのほか。

どうぞ。

横島委員 先程のお話の中でよくわからなかったのは、大都市圏整備法はどうするのですか。それに基づいて、分科会の位置もおのずとフローティングしてくるわけですが、大都市圏整備法と国土総合開発法との関係が、ちょっとさっきの説明ではよくわからなかった。

薦田国土計画局長 今、全国総合開発計画が国土総合開発法に基づいてつくられています。それから、全国の国土利用計画は国土利用計画法に基づいてあります。それから、首都圏の計画は首都圏整備法、中部圏、近畿圏それぞれ法律がございます。それから、東北、北陸等についてはまた別の法律があるという形で、非常に計画の体系がわかりにくくなっているところをわかりやすい体系にしたいということで、先ほど御説明申し上げました。

ただ、その場合に法律を一本にしてしまうというやり方は、論理的にはあるんですが、ただ首都圏整備法は計画をつくるというだけじゃなくて、いろんな政策区域というものがございまして、広域ブロック計画の一つとして体系の中に位置づけるということにはなりますけれども、現在の作業の中では、そういう一つの法律の体系の位置づけはするけれども、首都圏整備法がなくなるわけではなくて、法律では存続して所要の改正をするということになるかと思っています。

首都圏の分科会についてもそこはあわせて、おっしゃられるとおりに連動しております。今の作業状況の中では、現在のような形で考えているということでもあります。

横島委員 首都圏は、首都圏整備法の対象地域だけでも、国土二法の対象にもなっているわけですね。これらの対象地域であると同時に、首都圏整備法の対象地域になるという。そういう意味では二重なんですよ。

ですからそれをブロック計画という形で、どういう構造にするのか、二重構造と一重構造はばらつきがあるのか、その法体系はどうなっていますか。

薦田国土計画局長 その法制的なところの詰めはまだ作業中なんです。と申し上げましたのは、例えば東北とか北陸、中国、四国、九州につきまして、現行の法律は言ってみれば計画だけの法律になっています。そういう法律が全国計画、広域ブロック計画というものを一本の体系の中に入れたときに、計画策定するだけの法律が法律として生き残れるのかどうかというところは問題点としてございます。

したがって、そのところがこれからの検討でございまして、もし別の法律で立たなくなると、その分は先生の表現を借りれば、二重でなくて一重になるという言い方はできると思います。

首都圏については、いろんな政策区域制度等があるので、二重とおっしゃられれば二重なんですけど、ただこれはちゃんと体系の中に位置づけられているという格好を目指して、今やっているところでございます。

杉岡分科会長 ほかにございますでしょうか。

堂本委員（代理：田辺） よろしいでしょうか。

杉岡分科会長 どうぞ。

堂本委員（代理：田辺） 広域ブロック計画の点がちょっと心配な部分があるのかなという感じを受けています。都道府県で協議して原案を作成して、国がこれを決定するとい

ところで、広域ブロックの件については、多分各県間での相当いろんな調整作業が出るだろうと。そういうときに、各都県間でそういう調整が、それだけで果たしてできるんだろうかという点を非常に心配をいたしております。

今、地方分権の時代がまさにそのとおりでございます。したがって、各県、各市町村が自分たちで物事を決定できるということは、非常にいいことだと思うんですが、こういう広域的な問題については、果たしてどちらの仕事、どちらがやるのが一番いいんだろうかという感じをちょっと受けます。

薦田国土計画局長 簡単に申し上げます。現行の首都圏の計画も含めてですが、広域ブロックに対する計画につきまして、策定方法を分権に対応して変えるというのは、分権会議等からも出ていますし、閣議決定の中でも方向が出ております。

別に言われたからやるという意味じゃなくて、今後、あるいは20年、30年、50年を考えていくという場合には、都道府県という圏域では非常に狭過ぎるんじゃないかと。そういう意味で、広域ブロックというものを重要視していくのが国土計画として必要だろうということでございます。

その場合に、従来は非常に乱暴な言い方をしますと、各ブロック計画においては、各県からいろいろ要望事項をいただいて、それを見ながら国が原案をつくって、そして御意見を伺うという形だったと思うんですが、やはりそこは原案の段階で、まさに広域的な調整は難しいとおっしゃいましたが、まさに難しいというのはよくわかっていますが、広域的な社会資本の配置とか、あるいは国土の利用の仕方について、まず地元でいろいろ御協議をいただきたい。もちろん私ども、相談して持ってきてくださいと言って投げることではなくて、地方整備局等がいろいろ情報提供とか、あるいはいろんなことで御協力をしながら原案の作成までお願いできるような仕組み、あるいはそういう形がとれるような仕組みを、新しい体系の中では仕組んでいきたいという趣旨でございます。

杉岡分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、まだ次の案件がございますので、国土計画体系の見直しにつきましては、この程度で終わらせていただきたいと思います。

ただいまいろいろと意見がありました。今後国土審議会の調査改革部会で検討されまます段階において、いろんな意見が反映されますように事務局にお願いをいたしまして、次の案件といたします。

### (3) その他

平成14年度首都圏整備に関する年次報告について  
大都市圏における都市環境インフラの再生について

杉岡分科会長 残りの案件でございますが、「平成14年度首都圏整備に関する年次報告」

それから「大都市圏における都市環境インフラの再生」の2件を続けて、事務局の方から御説明をお願いします。

川上国土計画局計画官 国土計画局計画官の川上でございます。座って説明させていただきます。

2件について御報告を申し上げたいと思いますが、まず第1点目は首都圏白書でございます。資料5-1が、首都圏整備に関する年次報告の本体でございます。

この中の中扉にありますように、この白書は首都圏整備法の30条2項の規定に基づいて毎年国会に報告されているもので、既にこれは報告されたものでございます。

これはちょっと大部でございますので、資料5-2を用いまして、首都圏白書の概略について御説明を申し上げたいと思います。

資料5-2をご覧くださいませるのでございますが、まず首都圏白書の中で第1章は、「首都圏整備をめぐる最近の動向」ということで、テーマを四つほど挙げてございます。

一つ目は、「首都圏の都市環境インフラの再生」というテーマでございまして、副題に「水と緑と生きものの環」というものがついてございます。首都圏においては、都市機能の充実等々についてメインテーマになってきておったわけですが、今後これから考えますと、首都圏においても自然環境の問題について、強く力を入れていかなければいけないのではないかということが、特に都市再生プロジェクトの中でも取り上げられておりまして、首都圏の中の自然環境について、現在鋭意調査、調整をしているところでございます。

この中では、生物多様性の観点、防災性の観点、あるいは先ほど出ました景観の観点等々、そういう多様な側面から自然環境を評価をしていって、究極的には「水と緑のネットワーク」の形成を目指すということで、中間報告が現在出ているところでございます。これについては、またこの後詳細に御説明を申し上げますので、簡単に概略だけ申し上げたいと思います。

現段階におきましては、首都圏において、下の地図にありますように、保全すべきゾーンといたしまして25のゾーン、それから自然環境の上で重要な河川として13のものを抽出しているところでございます。

さらに、これら個別具体的、先行的に検討するという意味で6ゾーンにつきまして、地元中心のワーキンググループを開催をして、検討をしてきたところでございます。今年度以降は、さらにまたワーキングを多く設置いたしまして、具体的な検討をしているところであります。そういう動きがあるというのが1番目の御紹介であります。

2番目は右側でございますが、首都圏の人の動きということで、最近の人口動向、既に御議論ございましたけども、どういう動向かというものを示したものでございます。

右側のグラフを見ていただきたいのですが、例えば平成7年と12年を比較していただきますと、青色で塗ってある夜間人口は若干増加しております。

また、逆に昼間人口、通勤通学者による流入人口でございますが、それは減少している

という傾向が見られまして、結果といたしまして赤の折れ線グラフのように、昼夜間人口比率は低下傾向にある。つまり、昼間は人が少な目、夜は人が多目になっているという状況でございます。

また、下の(2)で、首都圏につきまして、東京都区部と周辺の拠点都市との関係を見たものです。例えば、通学者の動向を見ますと、平成2年ですと東京に通学をしている周辺拠点都市からの学生の数がそれなりにあった、分散しているというのはそういうふうに見るわけですが、それに対しまして平成12年を見ますと、みずからの拠点都市の圏域内の学校に通う比率が高まって、東京都区部に通学する比率が相対的に下がっており、だんだん自圏内の通学が見られてくるという、最近の動向を示しております。

2ページ目でございますが、3番目といたしまして「都市の魅力と活力の創出」ということを掲げてございます。最近の都心マンション居住者の意向調査をした結果を掲げてございます。最近、都心のマンションに入居して、前よりも利便性を感じたのはどういうものかというのを聞いたのが、グラフのオレンジ色のところでございます。例えば、セキュリティとか公共交通の便がよくなるというものについては、住み替え前よりもよくなったと感じている方が多いということでございます。

逆に、住み替え前よりも悪くなったと感じている問題につきましては、濃い色で塗っているところでございますけれども、物価が高くなったとか、あるいは近所づき合いがなくなったというところがデメリットとして挙げられているものであります。都心マンションの入居者の実態について申し述べたものでございます。

また(2)は、最近行われております都市再生プロジェクトについて御紹介をしているところでございます。

また右側でございますが、4.「東京湾沿岸域の現状と今後の展望」と題しまして、東京湾沿岸域でどういうことが起こっているかということ进行分析したものでございます。真ん中の折れ線グラフを見ていただきたいんですが、最近の東京湾の埋め立て地域におきましては、商業集積地域が全国を上回る水準で伸びております。小売販売額がそれに応じて伸びているということでございまして、グラフは紺色が全国平均の小売販売額の指数でございますけれども、それを上回る形で、東京湾の埋め立て地域の商業販売額が伸びているということで、これまで埋立地はどちらかという工業的な利用が多かったのに対しまして、最近では商業的な利用がふえております。

またそれに伴いまして、サービス業の従業者も約7割増加しております。また、マンションの敷地のほとんどが新規造成等利用転換による、湾岸域に立地したマンションは、そういう利用転換によってできたものが多いという傾向を分析してございます。

(2)は、「観光・交流の拠点」ということで、最近1年間で湾岸域に1億3,000万人が訪れております。例えば右側で、幕張メッセにおける国際展示会の模様などが紹介をされているところでございます。

次の3枚目のページをご覧くださいいたしたいんですけれども、第2章といたしまして、「首都圏の現況」を御紹介をしております。これも先ほど話題になりましたが、オフィスの空室率の動向を見ております。いわゆる2003年問題がございますが、本年は東京都区部における大規模ビルの供給という意味で、過去最大でございます。

下のグラフで見ていただきますと、これは大規模ビルだけでございますが、新規の供給量がそれなりにあります。特にそのうち、空室率の折れ線グラフでございますが、短期的には確かにオフィスビルの空室率は上昇しているという部分がございます。

また2.でございますが、本年は「都市型産業の立地動向」の中で、特にファッション関連産業の立地状況を見たものでございますけれども、小売店は一般的に人口に比例して分布しており、また、高級服飾店は銀座とか渋谷など特定の地域に集中して分布しているという結果や、あるいは、消費者は店舗の立地する地域を重視しているという傾向が調査からわかりました。絵の方は山手線内外のブティックの分散状況等々が記述してございます。

また3.といたしまして、密集市街地の防災対策を言っております、首都圏における密集市街地の存在を、右側のように赤で塗って表示しております。これらにつきましては、都市再生プロジェクトに位置づけた緊急整備等々多様な手法により、整備を促進していくということでございます。

また、首都圏白書にコラムを設けまして、別の話題を設けておりますが、首都圏コラムにタマちゃんの話などを紹介しております。

また、右側の第3章でございますが、「首都圏整備の推進」ということで、種々行われているその他の施策、「国の行政機関の移転の推進」ということで、業務核都市に新たに7機関の政府関係が移転をしているということ。あるいは「筑波研究学園都市の推進状況」、あるいは「業務核都市の整備の状況」あるいは「国会等の移転に関する検討状況」について御報告をしているという状況でございます。

以上、簡単でございますが、首都圏整備に関する年次報告の概要でございます。

杉岡分科会長 引き続きお願いいたします。

川上国土計画局計画官 もう一つの方でございますが、資料6-1、先ほどの首都圏白書の中でも御紹介をいたしました、首都圏の都市環境インフラのグランドデザインに關しましての中間報告を本年3月にまとめましたので、その内容を少し御紹介をしたいと思います。

資料につきましては、資料6-1は大部でございますので、資料6-2をご覧くださいいたしたいと思えます。資料6-2で要約したものがございます。首都圏におきまして、都市環境問題をやっていこうということで、現在国土交通省だけではなく、環境省、農林水産省、あるいは関係都県市からなります協議会を設置いたしまして、共同してこの問題に取り組んでいる次第でございます。

このペーパーの真ん中の点線の下でございますが、そもそもの位置づけといたしましては、都市再生本部の都市再生プロジェクトの中で、「大都市圏における都市環境インフラの再生」、特に「まとまとりのある自然環境の保全」を具体化するということから発足いたしました。都市再生プロジェクトの一つとして、現在取り組んでいるものでございます。

平成14年7月の時点で、一度首都圏において保全すべき自然環境を総点検して抽出した結果がございまして、これがこの同じ紙の4ページの別紙2というところでございます。先ほど白書の中で御紹介したものと同じでございますが、このようなゾーンが、現時点で首都圏において、貴重な自然環境のゾーンであるということ抽出したということでございます。

その後、究極的には本年10月を目途に、現在はどのような自然環境があるかという調査を抽出したという状況でございますが、さらにこれらの自然環境を再生・創出するという、つくっていくという観点に立った首都圏の都市環境インフラのランドデザインをつかって、関係者それぞれの方針に沿って、今後首都圏の自然環境問題に取り組んでいこうと、そういうランドデザインを作成する方向で進めてございます。

観点といたしまして、3ページ目に別紙1がございまして、首都圏の自然環境の基本目標を5つの機能、その5つの機能といいますのは、例えば「生物多様性保全の場提供機能」、「人と自然とのふれあいの場提供機能」、あるいは「良好な景観提供機能」等々、「防災機能」まで含めまして5つの機能のそれぞれについて、どういう目標を首都圏で持っていくかということを決めていただいているところでございます。

例えば、生物多様性ということを考えるのにはどういう目標を持つかというときに、首都圏の歴史に根づいた、首都圏にふさわしい生物相を首都圏全体で豊かにする。とりわけ、里地里山、里海里浜のエコトーン等、地域に応じた生物が多様な自然環境とするという目標を持ってはどうかと。これは逆に裏を返しますと、首都圏以外の外来種をなるべく排除して、昔からあった生物種を守っていくような自然環境をつくるにはどうしたらいいかという目標を持ちましょうというところでございます。

あるいは2番目の、「人と自然との触れ合いの場提供」という観点におきましては、二つ目の でございますけども、首都圏の中においても、鳥やセミ、秋の虫の音に四季を感じる、そういうような、自然と触れ合って四季を十分楽しめるような首都圏にしていこうという目標を、それぞれの5機能について掲げているところでございます。

また、恐縮でございますが、2ページ目に戻っていただきたいんですが、現在抽出された、現段階で有用な地域についてはワーキンググループを設置して、それぞれ具体的な課題を検討していただいているところでございますが、2ページ目の2.の中に から という課題が多く具体的な問題から、現在自然環境を守る上でどうしたらいいかという課題として抽出されてきております。

例えば、官民協働による自然環境の保全・活用の仕組みが大事である。あるいは、相続

発生時の緑地等の転用を防ぐ仕組みを何とかしなければいけない。あるいは3番目といたしまして、樹林地、農地、緑地、水辺地等の一体的な保全・活用が必要である。横断的なものが必要だと。あるいは4番目といたしまして、首都圏近郊緑地保全区域の指定と運用改善が必要だと。あるいは5番目といたしまして、迅速な緑地の公有地化と資金融通のための制度が必要だというようなことが提言としてされているところでございます。

これについては、後ろの方のページにそれぞれの各ゾーンごとの課題点、カラーページでお示ししてありますが、添付してございます。

これは後に、先ほど申し上げましたように、本年10月を目途に都市環境インフラのランドデザインを策定していくという段取りで作業を進めているところでございます。

あわせて、資料6-3を若干御紹介したいんですが、今、ワーキンググループの課題から出てまいりました、近郊緑地保全区域の制度を拡充していくべきであるというお話でございます。この資料6-3は3枚つづりでございますが、先に3枚目を見ていただきたいと思えます。

現在、首都圏整備法あるいはその体系の中におきましても、こういう緑地の保全についての手当てがなされている部分がございます。例えば濃く塗ってある部分、わずかではございますが、近郊緑地保全区域という区域で指定をしているという状況でございます。これらについての制度を拡充してはどうかというのが、ワーキングからの御提案でもあるわけでございます。

1ページ目に戻っていただきたいんですが、この制度はどういうものかということでございますが、近郊緑地保全区域につきましては、真ん中のちょっと下にありますように、全体としては国土交通大臣が決定して、建築物の新增設とか土地の形状の変更、木竹の伐採は知事に届け出をするという緩やかな規制がかかっております。

さらにその中の下の方の特別地域については、これらの土地の形状の改変とか、建築物の改造とするときには知事に許可を受けるという形で、これらの緑地を保全していくというスキームでございまして、これについての拡充が望まれているというところでございます。あわせて御紹介申し上げました。

以上でございます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

ただいまの14年度の首都圏整備に関する年次報告と都市環境インフラの再生の件、さらにこの際でございますので、首都圏に関する全体の御質問がございましたらお願いいたします。

横島委員 1点だけ短い時間、よろしいでしょうか。

杉岡分科会長 どうぞ。

横島委員 先ほど申し上げなかったことが1点だけ残っております。今回、遺産や古いものの活用について、さっきの8兆円と400兆円の話じゃないのですが、ストックの活用

ということに焦点が当たるというのは非常にいいと思います。特に全国でも最もストックの多いのは首都圏なのですが、そのストックの活用方法を一番間違えているのも首都圏で、新しいものをつくりやすい財力があるが、古いものは放っておく。さっきのマリさんの、壊すお金を出してあげようというの、そういう意味で放ってあることがたくさんあるわけです。その中で一つ注目してほしいのは、最近、近代化産業遺産の活用が頻繁に取りざたされていることです。

その中で最大のものは、実は鉄道なのです。鉄道は過去における産業の礎だったわけですが、産業構造の転換と産物の変化によって、鉄道が赤字になる、廃止する、国鉄が民営化される、この論理の中で常総鉄道もそうですし、八高線もそうですし、上毛線もそうですし、信越線もそうです。みんな廃止ないしは放置、あるいは赤字疲弊という状態になっているのですが、ぜひこの首都圏整備の中で、遺産の活用の中の鉄道というものについて、再度御吟味してもらえないか、どこかで引っ掛けてほしいと思います。

そのことは、物流と人流両方からの交通流通の体系の見直しにまで至るわけですが、今ある鉄道を放っておいて捨てるということのもったいなさ。何百億かかるかもしれない鉄道を、明治の人たちはつくってくれた。赤字だから使わない。しかし、それを使うためには、その何百億のわずか1億か2億の経常費が出せれば、鉄道は復活するのです。つまり、経営的理念だけで鉄道を放置していいのか、ということに対する国策がなければ、我々は過去の遺産を将来につなぐことができない、重要な歴史的転換点にいるのではないかということ、ぜひ視点の中に入れていただきたい。それがお願いでございます。

杉岡分科会長 どうぞ。

葉梨委員 先ほどいろいろ私申し上げましたが、不慣れで、今申し上げるべきことがたくさんあったと思ひまして、恐縮でございます。つけ加えて二つばかり御質問したり御要望したいと思います。

一つはコンテナ基地ですが、東京や横浜がシンガポールとか釜山とか、その他に遅れをとってしまった。それについては、港の整備と同時に道路の整備が遅れていることが原因の一つではないか。特に東京外かく環状道路の工事が30年ストップしてしまったというのは大きかったと思うんです。

そういう意味で、外かん道の建設をまたやろうということになりましたけど、役所としても重点的に予算づけについて、財政当局と折衝して努力していただきたいということが一つでございます。

それからもう一つは、今、老朽木質住宅地域の整備ということ、実績とか図が出ておりました。私も十数年前から自民党の部会などで発言したり、前の首都圏整備委員のときにも申し上げてまいりましたが、今やっと具体的な計画ができてきたけれども、一体東京都内、あるいは首都圏に限りましても、どれぐらいの時間をかけてこの老朽木造住宅密集地域の整備を図っていかれるのか。

先ほどどこでしたかね、赤く塗った図面を見せていただきました。全体としてどれぐらいの計画で進めていくおつもりか、その点についてお聞かせ願いたいと思います。

杉岡分科会長 それでは事務局の方から。

薦田国土計画局長 簡潔にいたします。

密集市街地の関係でございますが、まさに言われ続けている割りにはあまり進んでいない。進んではいるんだけど非常に遅れているということだと思います。

現実に、今年の平成 15 年度首都圏事業計画（案）においても、先ほどちょっと豊島区の東池袋 4 丁目云々御紹介しまして、そういう促進事業を掲載しております。

今年の 6 月に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一部改正ということで、権利変換制度を創設するというような制度の充実、延焼防止、あるいは避難の機能が確保された街区の一層の整備促進のための法律を通していただきまして、道具を与えていただいておりますので、より加速させていきたいということでございます。

現在、東京都でちょっと数字の話ですが、東京都は大体 6,000ha の重点整備地域について、不燃領域率を 45% 程度確保するというのを 10 年間の目標ということで、整備に取り組んでいるということでございます。

今般、危険地域だと言われると地価が下がるとかいう話がいろいろあるわけですが、むしろ国土交通省の姿勢としては、本当に危険なところというのは、実際地元の地方公共団体がよくわかっているわけですから、そういうものを積極的に情報提供をして、改善を図っていくというふうな方向をとろうとしているところでございます。

その前におっしゃられました、いわゆる港と道路という話でございますが、まさにおっしゃるとおりでございます。扇大臣からも国土交通省が合体してできた成果というのは、まさに港と道路、あるいは空港と道路というものを一つの役所でやることになったんだから頑張れということで、叱咤激励をいただいておりますので、関係局一体となってやっているところでございます。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

葉梨委員 ちょっとつけ加えますと、密集住宅市街地ですね、これは東京都は 6,000ha ぐらいあって大変な、膨大な事業量がありますし、そう簡単にできるとは思いませんが、法律も整備されました。そこで、どの地域とどの地域を先にやって、どの地域をその次にやる。最終的には何年ごろに全部解消するとか、そういう年次計画なり計画をきちっと公表することが、地域が自主的に整備しようという努力を始めるきっかけになると思うんですね。そこら辺についてどういうお考えでいらっしゃるか。

薦田国土計画局長 まさにそういう事業を黙々とやるというんじゃなくて、むしろこういう問題点があるのでこういう目標、10 年間で 45% 程度という東京都の目標を今申し上げましたけど、それで十分なのかどうかといろいろ議論あると思いますが、そういう形で目標を明らかにし、また重点的に対応しなければいけない地区を地方公共団体から情報を

いただいて、国土交通省のホームページでむしろ情報提供をするということで、まさに先生のおっしゃられた方向で努力をし始めたところでございます。

杉岡分科会長 そのほかに何か。

クリスティーヌ委員 よろしいですか。

杉岡分科会長 どうぞ。

クリスティーヌ委員 今見ていまして、保存すべき地域について葉山周辺が出ていて、私、葉山に住んでいるんですけども。今、緑が三浦半島に非常に多く残っているのは、かなり別荘地として大きなお屋敷が多かったからなんです。ですけども、今、遺産相続によって細分割が始まったので、都会の中の密集市街地ばかりでなく、そういうところも今度は密集してきまして、20坪とか15坪みたいな小さな土地の上で小さな家がどんどん建つわけです。今まで非常に大きなお屋敷によって守られてこられた自然環境が、結局相続税とか相続によってかなり悪化しているわけなんです。

これは葉山だけではなくて京都もそうですし、いろんな大都市へ行きますとそうですので、むしろそういう意味での相続と環境というものの問題とか、別な視点で考えられることによって、これは傘がかかってすべて日本全国一律になってしまったりしますと、地域の特性によってまたアドレスしなければいけない問題が違う場所にあると思うんです。

ですから、そういう意味での地域というものの特性を生かした形で、税制等を含めた形での国土交通省との関わり方を考えていただかないと、地元に住んでいる方々は自然環境を守りたい、これを保存しておきたいと思っても、結局自分たちだけではできないような状況で、じゃあどこに行けばいいかということ、結局は税金との問題とか相続とか、または地域の地元のそういう条例とか規制もあるわけですから、そののところをもっと積極的に、個別で関わっていただけるといいのではないかなという感じがします。

杉岡分科会長 ありがとうございます。

司会の不手際で若干時間がオーバーいたしました。ただいまの意見等もふまえて、都市環境インフラのランドデザインにつきましては、今後国土計画の見直しがございますが、それにあわせて、首都圏整備計画にも十分反映していただきますようお願いをいたします。

それでは時間もまいりました。これによりまして国土審議会第七回首都圏整備分科会を終わらせていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

閉 会